

随意契約理由書

件名	垂水処理場 東砂ろ過棟原水ポンプVVVF盤改修	
契約の相手方	菱井商事株式会社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当	
随意契約の理由 本改修対象の東砂ろ過設備は、下水処理場の運転を行う重要な設備であり、機能不全が発生すると下水処理場の運転ができなくなり、市民生活に重大な影響を及ぼす可能性がある。本設備は三菱電機株式会社で製造・据付されたものであるが、構成される機器とシステム構成は会社独自の技術で設計、製作されているため、他社が内部構造を理解して本作業を行うことは不可能である。また、24時間稼働している下水処理場において、本設備はその中枢部分であり、改修作業は短時間で確実に実施する必要がある。上記業者は、本設備の製造者である三菱電機株式会社・上下水道プラント設備部門の点検・改修を行う神戸地域唯一の業者であり、同社以外に当該業務を遂行できる会社は他に存在しない。 以上の理由により、三菱電機株式会社の代理店である、菱井商事株式会社と随意契約を行うものである。		
担当部署 (問合せ先)	建設局西水環境センター施設課	(電話番号 078-752-5017)